

町内会向け 個人情報の取り扱い手引

目 次

- 1 個人情報保護に関する基礎知識・・・・・・・・・・ 1～2
 - (1) 個人情報保護法とはどんな法律？
 - (2) そもそも個人情報ってなに？
 - (3) 個人情報と町内会との関係は？
 - (4) 個人情報をきちんと管理するとはどういうこと？

 - 2 名簿のつくり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～5
 - (1) 名簿を利用する目的と内容、ルールを決める
 - (2) 個人情報を収集する
 - (3) 名簿を利用する

 - 3 名簿管理のルール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

 - 4 個人情報Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～9

 - 5 資料編(個人情報取扱方法参考例)・・・・・・・・・・ 10～11
-

1 個人情報保護に関する基礎知識

(1) 個人情報保護法とはどんな法律？

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めた法律です。

個人情報を何に使うか、利用の目的を明確にして、きちんと管理することを事業者を求めるなどとしています。



(2) そもそも個人情報ってなに？

個人情報とは、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、家族構成、写真、映像など、特定の個人を識別することができる情報です。

なお、生年月日や性別等、それだけでは特定の個人が識別できない情報についても、氏名などと組み合わせる場合には、特定の個人を識別することができるため、個人情報として取り扱う必要があります。

(3) 個人情報と町内会との関係は？

個人情報保護法は、個人の権利と利益を保護することを目的に制定され、平成17年4月に施行されました。平成27年9月に個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に全面施行されました。

今回の個人情報保護法の改正においては、これまで5,000件を超える個人情報を取り扱う事業者が対象となっていました。平成29年5月30日以降は、名簿など個人情報を取り扱う全ての事業者（町内会等も含む）に個人情報保護法が適用されることとなりました。

町内会の運営のためには、会員情報の把握が必要です。町内会が個人情報保護法の対象になるからといって、会員名簿を取り扱ってはいけないということではありません。

町内会の役割と活動、連絡や緊急時のために名簿が必要であることを理解してもらった上で、情報を提供してもらいましょう。

また、掲載項目や配付先等の必要なルールを事前に決めておきましょう。

なお、すでに取得している個人情報については、新たに取得し直す必要はなく、大切なのは集めた情報を安全に管理することです。

(4) 個人情報をきちんと管理するとはどういうこと？

個人情報をきちんと管理するとは、必要に応じて集めた個人情報をどのように活用し、保護していくかルールを決めていくことです。

この手引では、個人情報保護法改正後の町内会の名簿を例に、作成の手順を掲載しています。



2 名簿のつくり方

(1) 名簿を利用する目的と内容、ルールを決める

名簿をつくる場合は、利用する目的と収集する情報の内容を明確にする必要があります。

①目的（なぜ名簿をつくるのか）

どのような利用目的で名簿を作成するのかを決めます。町内会の運営管理のため、会員の親睦のため、緊急時の安否確認のためなどに、目的を明確にして会員にきちんと説明できるようにしましょう。

②内容（誰の、どんな個人情報が必要？）

①で決めた目的に沿って、名簿に必要な個人情報を検討します。目的に合わないものは収集せず、必要最低限にするのが原則です。

また、世帯だけの情報にするのか、家族全員分を収集するのかなども決める必要があります。

なお、個人情報のうち、「災害時の要配慮者等」について取得する際には、あらかじめ本人の同意が必要です。

③運用（名簿の管理方法をルール化する）

作成した名簿をどのように保管するか、誰が管理するのかなど、ルールを決めて文書にし、会員に通知する必要があります。

集めた個人情報を誰が見るのか、会員に配布するのかなどは、①で決めた名簿の作成目的などにより異なるので、みなさんで話し合い決定する必要があります。

Point!

ルールの通知は総会、回覧板などを利用して

名簿の作成目的やルールの周知は、総会や回覧板等を利用して年に1回程度は行いましょう。

個人情報の管理方法が明確になると、会員の理解と安心が得やすくなります。

【ルールの通知例】

～個人情報の取り扱いについて～

町内会員等の皆さんから収集した個人情報は、町内会等の運営、親睦、連絡事項等やこれに付随する業務を行う目的の範囲内で利用させていただきます。

また、ご提供いただいた個人情報は、法令等の定めのある場合を除いて、事前のご同意をいただくことなく、予め明示した利用目的以外に使用し、外部に提供いたしません。

(2) 個人情報を収集する

(1) で決めた名簿の作成目的に沿って会員に説明し、同意が得られる方から情報を提供してもらいましょう。

Check!

利用目的を通知し本人の同意を得る

個人情報は本人から収集するのが原則です。
本人以外の方から情報をもらう場合は、必ず本人の同意を得る必要があります。



(3) 名簿を利用する

名簿の情報は、(1) で決めた利用目的の範囲内で活用しましょう。

もし、利用目的以外にも情報を活用したい場合は、改めて本人から同意を得る必要があります。

また、名簿の配布に際して、第三者に個人情報を提供する際には、いつ・誰に・どんな情報を提供したのか分かるよう、記録を作成する必要があります。

このため、町内会で作成した名簿を会員へ配布する際にも、記録が必要です。

名簿に配布先の会員名等が記載されている場合は、最低限名簿そのものを一定期間保管するようにしましょう。

Check!

外部機関から情報提供を求められたら

特別な場合を除き、個人情報の外部提供は原則禁止です。
必ず本人の同意を得てから応じるようにしましょう。



特別な場合って？

- 法令等に定めがある。
- 個人の生命などを守るため、緊急かつやむを得ないとき。
など



3 名簿管理のルール

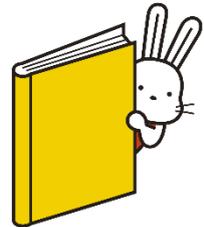
さて、名簿の作り方の中で出てきた「名簿の管理方法」は、具体的にどのような内容にしたら良いでしょうか。会員の皆さんと相談して、あらかじめ「個人情報取り扱いルール」を決めておくことが望ましいです。

管理（・運用）方法をルールとして定めておくことで、会員の皆さんに個人情報の提供を依頼する際にも一層の理解が得られると考えられます。

■個人情報を取り扱う場合のルールで決めておくことよい事項

- ①ルール周知の方法
- ②収集する個人情報の項目
- ③個人情報の取得方法
- ④利用目的
- ⑤管理方法
- ⑥その他、必要がある事項について

参考例 → P10～11 5 資料編



名簿の目的や利用方法によって、管理方法も変わってきます。目的に沿ったルールを会員のみなさんと話し合い決定していきましょう。

また、決まったルールは文書にし、会員のみなさんと情報を共有しましょう。

Check!

古い名簿が出てきたら

古い名簿には既に引っ越しされている方や、家族構成が変わっているなど、利用できない個人情報が含まれている可能性が高いので、名簿の更新を行い、シュレッダー等で適切に廃棄するようにしましょう。

また、個人情報保護法が改正される前に作成した名簿についても、同じように管理する必要があります。

4 個人情報Q&A

Q1：昼間不在の家もあり、一軒ずつ回って個人情報を集めることが大変なので、回覧板に名簿をつけて記入してもらいたいのですが・・・。

A：本人が他人に見られるのを承知で記入するのであれば問題ありませんが、他の人の目に触れることや、回覧されることに同意できない場合は、記入する必要がない旨を明記しましょう。あまり協力を得られないようであれば、収集方法を変更する必要があります。

Q2：作成した名簿を会員に配布する予定ですが、その名簿を営業目的に使用される心配があります。どうしたらいいのでしょうか？

A：名簿上に、「この名簿は、会員相互の親睦と連絡のために利用するものであり、他の利用を禁じます。」「会員以外の人の手には渡ることのないよう、取り扱いには十分注意してください。」など注意事項を明記し、会員への周知を徹底しましょう。

Q3：災害等に備えて名簿をつくりたいのですが、個人情報保護法が施行されてから、情報の収集や利用に敏感になり、教えてくれない人がいます。どうしたらいいのでしょうか？

A：個人情報保護法は、情報を出してはならないという法律ではありません。名簿作成の目的や、町内会で決めたルールに則って適正に管理・運営していることを周知し、会員の理解を得られるようにしましょう。
また、災害時に町内会で支援・救護活動を行うために必要な情報であり、町内会活動は自分の命と財産を守るものであることを理解してもらうことも大切です。

Q4：仮に会員名簿を悪用された場合、責任の所在はどこになりますか？

A：情報の内容にもよりますが、情報が漏れた場合や名簿を第三者に悪意を持って渡した場合で、その行為で名簿に記載されている人に被害が生じた場合は、情報を漏らした人に民法上、慰謝料の支払い責任が生じることがあります。

改めて会員に個人情報保護の義務について周知徹底しましょう。

Q5：町内会でのイベントで、写真を撮影して広報誌やホームページに掲載したいのですが、何か注意する点がありますか？

A：イベントで写真を撮る場合は、事前にその旨を周知するとともに、カメラマンは腕章を着けるなど、撮影を行っていることが分かるようにしましょう。

また、広報誌などに載せる場合は、撮影することと合わせて広報掲載予定の旨も周知し、人物が特定できるくらいははっきり写っているものは、本人の同意を得る必要があります。顔がわからないように遠方から撮影したり、後ろ姿を撮るなど、工夫して撮影を行うことも大切です。

Q6：町内会に未加入のアパート居住者に、加入の勧誘をしたいと考えています。そのために、大家さんから居住者の氏名などを聞くことは可能ですか？

A：大家さんが居住者から町内会に情報提供してもよいという同意を得ていれば聞くことは可能です。町内会活動に理解と協力をしてもらえるように働きかけることが重要になります。

Q7：すでに作成し、配布した名簿はどのように取り扱えばよいですか？

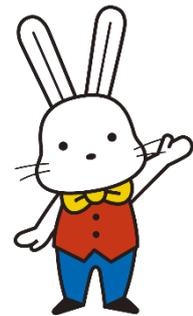
A：町内会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何かを行う必要はありませんが、適切に管理・運用されているか確認をお願いします。

Q8：新たに名簿を作成、配布する場合、以前の名簿から変更点の無い会員は、以前取得した情報をそのまま利用してもよいですか？

A：以前の名簿を利用する際、「利用目的」に合致していない場合は、本人の同意をとる必要があります。

Q9：町内会員全体の名簿以外に、地域や班などの連絡網を作成、配布したいのですが、何か注意する点がありますか？

A：全体の名簿を作成、配布する場合とルールは同様です。「連絡網を作成し配布する」という利用目的を定め、その利用目的や問い合わせ先を書面等で対象者に伝えた上で収集し、作成した連絡網は適切に管理してください。



5 資料編

町内会が名簿作成を行う際など、個人情報を取り扱う場合のルールを規定した参考例を掲載しますので、参考にしてください。

【参考例】

〇〇町内会 個人情報取扱方法
(令和〇〇年〇月総会議決)

(目的)

第1条 この取扱方法は、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いに関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努める。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料又は回覧等により、少なくとも毎年1回は会員に周知する。

(秘密保持義務)

第4条 個人情報の管理者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととする。また、その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取得)

第5条 本会は、会長が「〇〇町内会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。

(利用)

第6条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用するものとする。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成
- (3) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における支援活動

(管理)

第7条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

(提供)

第8条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合



福島市民憲章

わたくしたちは、みどりにつつまれた信夫山と清い流れの
阿武隈川をもつ福島市民です。

福島市は、地味豊かなしのぶの里に古くから開けた人情の
美しいまちです。

わたくしたちは、平和で、さらに住みよく希望にみちたまちを
つくるため、この市民憲章をさだめます。

- 一 空も水もきれいな みどりのまちをつくりましょう。
- 一 教育と文化を尊び 希望に輝くまちをつくりましょう。
- 一 親切で愛情あふれるまちをつくりましょう。
- 一 きまりを守り、力をあわせて 楽しく働けるまちをつくりましょう。
- 一 子どもからおとしよりまで安全で健康なまちをつくりましょう。

昭和 48 年 4 月 1 日制定

福島市政策調整部地域共創課

福島市五老内町3番1号

電話 024-525-3731